



目 次

規 則	ペー	
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則		1
告 示		
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)		1
○地域森林計画の変更 (4件) (森づくり推進課)		1
○公有水面埋立ての免許の出願 (漁港漁場課)		2
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)		2
○道路の供用開始 ( // )		2
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)		3
公 告		
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)		3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)		3
高知県選挙管理委員会告示		
○高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日等の定め (1・4 掲示)		3

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第1号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「港湾EDI」を「電子情報処理組織」に改め、同条第1項中「係留施設の使用（）」を「港湾施設（次に掲げる施設に限る。以下この項において同じ。）の使用（）」に、「港湾EDI（国土交通省及び海上保安庁が港湾管理者と協力して開発した情報通信システム）」を「電子情報処理組織（港湾法（昭和

25年法律第218号）第50条の2第6項第1号に規定する電子情報処理組織」に、「港湾EDIから」を「電子情報処理組織から」に、「のうち係留施設」を「のうち港湾施設」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 係留施設
- (2) 荷さばき地
- (3) 野積場
- (4) シップローダ
- (5) リーチスタッカ
- (6) ガントリークレーン
- (7) 冷凍コンセント
- (8) 船舶給水施設

第9条第2項及び第3項中「港湾EDI」を「電子情報処理組織」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第14号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
- (2) 届出者の住所  
東京都台東区上野七丁目14番4号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス吉田店・セブン-イレブン高知吉田町店  
高知市吉田町305番ほか
- (4) 変更した事項  
ア 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ダイレックス吉田店  
(変更後) ダイレックス吉田店・セブン-イレブン高知吉田町店  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏 司	佐賀県佐賀市高木瀬町長瀬930番地

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏 司	佐賀県佐賀市高木瀬町長瀬930番地
坂東 浩一		吾川郡いの町柳町38番地

- (5) 変更年月日  
平成27年12月28日

- (6) 変更理由  
店舗名称及び小売業者の決定のため

- 2 届出年月日  
平成27年12月28日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

高知県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき平成27年1月高知県告示第28号で告示した安芸地域森林計画を平成27年12月28日に変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき

平成27年1月高知県告示第27号で告示した高知地域森林計画を平成27年12月28日に変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき平成27年1月高知県告示第29号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を平成27年12月28日に変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき平成27年1月高知県告示第30号で告示した四万十川地域森林計画を平成27年12月28日に変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第19号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県水産振興部漁港漁場課及び大月町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称  
幡多郡大月町弘見2230番地  
大月町（大月町長 岡田 順一）
- 埋立区域
  - 位置  
幡多郡大月町橋浦492番17地先の公有水面
  - 区域  
次に掲げる点1と点2とを直線で結んだ線及び点2と点1とを結ぶ平成26年の秋分の日の満潮位（DLプラス2.35メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

点1 三等三角点城ヶ鼻（北緯32度49分28秒2809・東経132度39分08秒6855）から81度02分42秒266.28メートルの地点

点2 点1から139度53分37秒14.94メートルの地点

（3）面積

288.53平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

（1）位置

幡多郡大月町橋浦649番地内並びに同町橋浦391番10、492番11、492番14、492番17及び649番地先の公有水面

（2）区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Lと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 三等三角点城ヶ鼻（北緯32度49分28秒2809・東経132度39分08秒6855）から81度04分03秒266.12メートルの地点

点B 点Aから319度26分11秒54.53メートルの地点

点C 点Bから49度53分31秒100.00メートルの地点

点D 点Cから139度53分31秒124.00メートルの地点

点E 点Dから229度53分31秒99.31メートルの地点

点F 点Eから319度37分06秒54.48メートルの地点

点G 点Fから230度41分42秒4.27メートルの地点

点H 点Gから227度16分05秒14.15メートルの地点

点I 点Hから297度21分55秒2.87メートルの地点

点J 点Iから317度24分25秒5.45メートルの地点

点K 点Jから47度38分26秒0.99メートルの地点

点L 点Kから319度23分06秒6.94メートルの地点

（3）面積

12,636.60平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成27年11月17日

高知県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年1月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 城川榑原

3 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延長

	後の別	(メートル)	(メートル)
高岡郡樺原町上成1030番1から高岡郡樺原町上成1055番1まで	前	8.1 35.1	302
	後	8.1 30.1	302

高知県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年1月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中津公園
- 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
吾川郡仁淀川町名野川字ニクノタキ456番1から吾川郡仁淀川町名野川字コセゲタニ401番12まで	前		7.2 27.7	322
	後		7.2 34.4	322

高知県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年1月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 城川榑原
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日

高岡郡樽原町上成1030番1 から 高岡郡樽原町上成1055番1 まで	302	平成28年1月19 日
--	-----	----------------

**高知県告示第23号**

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 高岡郡佐川町本郷字紺屋前2227番1地先から字中土居2263番2地先に至る延長160メートルの道
- 2 高岡郡佐川町本郷字清水2201番2地先から字中土居2253番2地先に至る延長203メートルの道

-----  
**公 告**  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年1月7日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年1月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成27 年12月 25日	特定非 営利活 動法人 STEP ONE	長谷川 憲隆	須崎市 多ノ郷 甲5483 番5号	この法人は、障害者福祉の向上のために、高知県内の障害者を対象に、障害者福祉サービス事業を行うことにより公益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定によ

り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成28年1月19日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる<br>地域の名称    | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                                    |
|---------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------|
| 平成27年12月21日<br>27高都計第491号 | 南国市下末松字高屋<br>1番1の一部ほか | 東京都豊島区東池<br>袋三丁目1番1号<br>株式会社ファミリ<br>ーマート 代表取<br>締役 中山 勇 |

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第1号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成28年2月7日に行う予定の高知県議会議員補欠選挙における選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成28年1月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成28年1月28日。ただし、年齢については、平成28年2月7日
- 2 登録を行う日  
平成28年1月28日
- 3 縦覧に供する期間  
平成28年1月29日